

決議

わが国は、東日本大震災からの復興に向けて、総力を挙げて取り組んでおり、幾多の災害を乗り越えて先人が築いてきた国土のさらなる発展を目指すためには、地震、津波、台風、豪雪などが国の厳しい自然条件を改めて再認識し、全国的な防災対策に一層努めていく必要がある。

特に街路は、災害時には物流や医療等国民生活を守る生命線として機能する不可欠な施設であると同時に、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を実現する社会資本である。

全国に残されている真に必要な街路を着実に整備しネットワーク化を図ることこそが、災害に強い強靱な国土の再構築を推進する鍵になるとともに、日本経済の活力への原動力ともなる。

このような状況を踏まえ、今後の街路整備のあり方に対し、次の事項を強く要望するものである。

- 一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るとともに、災害時の広域的な救援・支援活動等を支えるため、環状道路など幹線道路ネットワークの整備や連続立体交差事業などを積極的に推進すること。
- 一、災害時において、地域間の緊急輸送道路や住民の避難路として寄与するなど、防災上の整備効果が高い街路整備を重点的に推進すること。
- 一、良好な居住環境の確保、地域活性化を実現するため、高い整備効果が期待される街路整備や公共交通への支援をより一層促進すること。
- 一、被災地の速やかな復旧・復興とともに、全国で必要な街路整備が計画的かつ安定的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金等により必要な財源を確保すること。

右決議する。

平成二十五年六月十二日

全国街路事業促進協議会